

令和6年度第1回二宮町防災会議 次第
書面開催

日 時 令和6年6月13日(金)
～6月24日(月)

議 題

(1) 二宮町消防庁舎の大規模改修に伴う地域防災計画の修正について【協議事項】

資料1

内容：令和6年度に二宮町消防庁舎の大規模改修を実施するに伴い、施設機能強化等を行うことから、二宮町地域防災計画において必要な記述を追加する。
詳細は資料参照

資料等

- ・資料1 議題(1) 二宮町消防庁舎の大規模改修に伴う地域防災計画の修正について
- ・令和6年度第1回二宮町防災会議 協議事項 回答書
- ・令和6年度二宮町防災会議 委員名簿
- ・二宮町防災会議条例

二宮町防災会議委員名簿

令和6年6月

	職名等	氏名	備考
1	会長	村田 邦子	二宮町長
2	委員 3条5項第1号	高添 寛	関東農政局 神奈川県拠点 総括農政推進官
3	〃	保宮 英幸	海上保安庁 第三管区海上保安本部 湘南海上保安署長
4	委員 3条5項第2号	篠田 寛	湘南地域県政総合センター所長
5	〃	近藤 充志	平塚土木事務所長
6	〃	大久保 久美子	平塚保健福祉事務所長
7	〃	加藤 康介	企業庁平塚水道営業所長
8	委員 3条5項第3号	一條 裕喜	大磯警察署長
9	委員 3条5項第4号	渡邊 康司	二宮町副町長
10	〃	西山 哲也	二宮町総務部防災担当参事
11	委員 3条5項第5号	和田 智司	二宮町教育長
12	委員 3条5項第6号	小椋 淳喜	二宮町消防長
13	〃	勝部 修二	二宮町消防団長
14	委員 3条5項第7号	丹治 淳子	東日本電信電話(株) 神奈川西支店長
15	〃	倉内 雄太	東日本旅客鉄道(株)国府津駅長
16	〃	谷 秀樹	神奈川中央交通西株式会社 秦野営業所長
17	〃	山銅 信輔	東京電力パワーグリッド株式会社 平塚支社長
18	〃	中嶋 秀和	中日本高速道路(株) 東京支社 伊勢原保全・サービスセンター所長
19	〃	野宮 誠	日本郵便(株) 二宮郵便局長
20	委員 3条5項第8号	長田 信夫	二宮町地区長連絡協議会長
21	委員 3条5項第9号	原 正樹	小田原ガス(株)取締役社長
22	委員 3条5項第10号	安藤 豪	中郡医師会二宮班長
23	〃	橋口 尚徳	陸上自衛隊第4施設群長
24	〃	高宮 松蔵	二宮建設協力会長

議題（1）二宮町消防庁舎の大規模改修に伴う地域防災計画の修正について

項目	ページ	備考
非常電源の設置、情報通信施設の整備等、施設の防災拠点化	p 13	修正なし
防災中枢機能を果たす施設として、災害に対する安全性の確保と自家発電の整備	p 24	修正なし
役場庁舎被災時の機能代替施設として、施設・設備の強化	p 24	修正なし
施設の省エネルギー化	p 24	一部追加
職員の感染症対策のための空間、施設、設備の強化	p 24	追加
消防団拠点施設の整備による、消防団機能の強化	p 46	一部追加

次ページ資料の該当箇所に網掛けするとともに、追加部分に下線を引いてあります。

地震被害対策編

2-4. 津波対策

(1) 津波に強いまちづくり

- 津波対策の推進に関する法律(平成 23 年法律第 77 号)」に基づき、津波に関する防災教育及び訓練の実施、避難場所の指定等の津波避難対策を実施します。
- 地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、庁内関係部局が緊密に連携した計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めます。
- 津波浸水想定を反映した津波ハザードマップの作成や津波災害警戒区域の指定の促進など、「津波防災地域づくりに関する法律」の適切な運用に努めます。
- 行政関連施設や要配慮者等施設について、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、行政関連施設をやむを得ず設置する場合は、**施設の耐浪化、非常電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図ります。**
- 町及び県等は、津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報、避難指示、津波浸水予測の数値等の意味や内容、徒歩避難の原則、防災に関する様々な動向や各種データ等について、各種媒体を活用し住民等にわかりやすく継続的に周知します。特に「津波防災の日」(11月5日)においては、積極的に広報を実施します。
- 県では、沿岸住民や海浜利用者の安全確保を第一に考え、地域の地勢、景観、利用実態にあわせた海岸保全施設の整備を計画的に進めるとともに、情報の伝達体制や避難対策の充実に協力する計画となっています。

(2) 伝達体制等の整備

- 避難指示等を迅速確実に実施するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)・Lアラート(災害情報共有システム)及び防災行政用無線の同報系や移動系子局の整備の推進、戸別受信機の設置の推進、休日・夜間でも迅速な受伝達が可能な組織体制を確立します。
- 沿岸地域では、町・関係機関・自主防災組織等が、相互協調して役割分担を定めて、津波予報区の相模湾・三浦半島に津波注意報が発表された時は、直ちに海面監視を行い、津波等の異常発見と情報連絡に努めるよう、体制の確立を図ります。
- 町と県は、民間団体と連携し、マリンスポーツなどで海岸から離れたところにいる方や聴覚に障害を持った方たちなどにも津波警報等が伝わるように、国における検討会での結果を踏まえた旗による視覚に訴える情報伝達を行うとともに、伝達方法の統一的な運用を図ります。

3-2. 災害対策本部等組織体制の拡充

(1) 組織体制の充実等

- 町と防災関係機関は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策に即応できるよう、災害対策本部の充実等、防災組織体制の充実を図ります。
- あらゆる場面を想定した災害対策本部の設置運用訓練、職員の参集訓練等を重ね、非常時の業務が円滑に実施できるよう努めるとともに、県災害対策本部や各種防災関係機関との連携を一層高めます。
- 県や国との連絡体制の拡充を図るとともに、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策に即応できるよう、災害対策本部等防災組織と連絡体制の充実を図ります。

(2) 災害対策本部の強化・機能代替性の確保

- 防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める**とともに、**自家発電設備等の整備を図り**、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めます。また、通信途絶時に備えた非常用通信手段の確保に努めます。
- 災害対策本部室(役場庁舎内)が被災した場合を想定して、**消防本部防災対策室を機能代替施設とし、施設・設備の充実強化を図ります。**

(3) 業務継続体制の確保

- 県、町及び防災関係機関は、それぞれの機関の**防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保と省エネルギー化に努める**とともに、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めます。
また、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備などの非常用通信手段の確保に努めます。
- 町職員に対する防災教育や「職員初動指針」の点検を行うとともに、「二宮町業務継続計画(BCP)」の策定により、業務継続体制の確保を図ります。
- 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用等による人材確保に努めます。
- 職員の感染症対策のため、適切な空間の確保、施設・設備の充実強化に努めます。**

3-16. 自主防災活動の拡充強化

(1) 町民への周知

- 最低3日分、推奨1週間分の食料・飲料水・人工乳、携帯トイレ、トイレットペーパー、衛生物品等の備蓄、非常持出品(懐中電灯、ラジオ、紙おむつ・生理用品、歯ブラシ・入れ歯等歯科物品、常備薬・医薬品や医療的ケア等に必要となる機器・電源、人工乳、アレルギー対応食、要配慮者対応食・栄養剤等)の準備、建物の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の実施、消火器、感震ブレーカーの設置、風呂への水の確保等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等家庭での予防・安全対策・災害時行動についての周知徹底を図ります。
- 県及び自主防災組織等と連携し、大規模災害等を想定した広域防災訓練、町域、コミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時の住民の役割が明確になるよう努めます。あわせて、防災資機材の利用方法などの習熟に努めます。

(2) 自主防災組織の育成

- 町民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことの認識に立って結成した自主防災組織の活動をサポートし、「自助」「共助」の体制を強化していきます。
- 組織の育成は、防災指導員への日頃の指導、消防団との連携と、訓練の実施や防災資機材の整備補助を通じて育成に努めています。
- 災害時応急活動の地域での役割を果たす自主防災組織の機能強化・充実を図ります。

■自主防災組織の機能強化・拡充項目

- ア 災害時の避難誘導を円滑・安全に行うため、避難経路の事前確認に努める
- イ 地域内の高齢者・障がい者等への安否の確認、避難誘導、救助などの避難活動支援のため、日頃から地域でのコミュニケーションを図る
- ウ 災害時に移動式初期消火資機材(スタンドパイプ)を使用した初期消火と救出救護訓練等を行い、技術向上に努める
- エ 家庭内防災、地域内防災を積み上げ、町と自主防災組織との連携強化を図る
- オ ボランティア及びボランティアコーディネーターの養成に努める
- カ ジェンダー平等の観点から、自主防災組織や防災リーダーへの女性の参画の推進に努める

(3) 消防団の機能強化

- 町は、消防団員の確保及び**団拠点施設**、資機材等の整備を進め、消防団の充実強化に努めます。
- 県は、消防団員に対する教育訓練を県消防学校で実施するほか、消防団の車両・資機材整備や訓練の充実に向けた取組を支援することとしています。